○北海道開発局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道厚岸郡厚岸町尾幌一七七一番から同町糸魚沢四二二番まで	前 A	一四・〇〇～一五・一二メートル	一・三九八キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	一四・〇〇～二〇・六一メートル	五・七二三キロメートル	
	前 B	八・五〇～一四・〇〇メートル	二三・八五三キロメートル	
	後 B	一四・三九～一六・三四メートル	一・三九八キロメートル	
	前 C	一四・〇〇～一八五・五〇メートル	一一・八六三キロメートル	
	後 C	一四・〇〇～二〇八・六一メートル	九・七二三キロメートル	
	前 D	八・五〇～一四・〇〇メートル	二三・八五三キロメートル	
	後 D	一七・〇〇～一八五・五〇メートル	一一・八六三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道檜山郡厚沢部町字上の山六七番三から同町字上の山六六番五まで	前	三五・〇七～一三二・八四メートル	〇・二七九キロメートル
	後	三五・〇七～一三二・八四メートル	〇・二七九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
函館市古部町道有林渡島東部管理区四六林班地内	前	二四・〇〇～五七・九四メートル	〇・三七二キロメートル
	後	二四・〇〇～六八・四八メートル	〇・三七二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百二十七号　北海道檜山郡厚沢部町字上の山六七番三から同町字上の山六六番五まで　北海道開発局及び同局函館開発建設部

供用開始の期日　令和七年四月二十五日

○北海道開発局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百七十八号　函館市尾札部町一八三五番一から同市尾札部町一八三五番一地先まで　北海道開発局及び同局函館開発建設部

供用開始の期日　令和七年四月二十五日

○北海道開発局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十八号　北海道空知郡南富良野町字幾寅六八七番一地内　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

供用開始の期日　令和七年四月二十六日

国会事項

衆議院

条約送付通知書受領

四月二十三日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

議案通知書受領

四月二十三日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件